

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは経営理念・経営方針をコーポレート・ガバナンスの基本に据えて、経営の効率性の向上と健全性の維持を図っております。経営の透明性を高め、情報開示に努めるとともに、コンプライアンスをはじめとするリスク管理体制を構築し、迅速な意思決定と確実な業務執行に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
品川リファクトリーズ株式会社	12,919,000	54.85
ニチアス株式会社	1,010,000	4.29
三井住友海上火災保険株式会社	382,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	266,000	1.13
三井住友信託銀行株式会社	215,000	0.91
山口 喬	206,000	0.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	195,000	0.83
久保田 浩	175,000	0.74
株式会社三井住友銀行	145,000	0.62
日本証券金融株式会社	141,000	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

品川リファクトリーズ株式会社 (上場:東京、札幌) (コード) 5351

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

特記すべき事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は平成 16 年度下期から、東京証券取引所(市場第一部)および札幌証券取引所上場の品川リファクトリーズ株式会社を親会社としています。

親会社グループは株主価値を向上させることをグループ経営の基本としています。

同社は当社に対し、監査役を1 名派遣しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白江 伸宏	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白江 伸宏		公認会計士・税理士である。	公認会計士・税理士としての専門的知識を有することから、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に期待できるため。 また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、代表取締役社長と会計監査人と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催しております。
内部監査人は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査実効性の確保を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小山 恵一郎	他の会社の出身者				○									
石川 明彦	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小山 恵一郎		親会社の常勤監査役である。	会社法に定める外部の立場から取締役を監査することで監査の公正化を図るため。
石川 明彦	○	公認会計士・税理士である。	公認会計士・税理士としての専門的知識を有することから、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に期待できるため。 また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績連動型報酬など、取締役の業績評価を報酬額に反映させる制度を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額を株主総会において決議いただき、その報酬の額は取締役会におきまして決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要とする場合には、社外取締役(社外監査役)の職務を補助する従業員を配置します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行および業務執行を監査・監督する組織として、取締役会、監査役会を設置しています。
取締役会は、毎月1～2回開催し、監査役が常時出席しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	親会社の株主総会の開催日も考慮いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の開示資料をホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス指針等において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を制定し、ISO14001認証を取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法および会社法施行規則に基づき以下の通り、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当企業集団（当社および当社の子会社をいう。以下同じ）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当企業集団は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役、使用人およびその他のすべての当社業務従事者が広く社会から信頼され、好意をもって受け入れられる経営体制を確立する。
(2) イソライトグループ・コンプライアンス指針において、取締役、使用人およびその他のすべての当社業務従事者が法令を遵守することはもとより、社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、企業倫理に則った行動をとることを定め、取締役、使用人およびその他のすべての当社業務従事者に周知徹底を図る。
(3) イソライトグループ・コンプライアンス指針よりも詳細な留意事項などを説明したコンプライアンス・マニュアルに、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを記載し、反社会的勢力に対して毅然として対応することを徹底する。
(4) 内部監査室は、内部監査規程に従って当企業集団の監査を実施する。
(5) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、通報相談を受けるコンプライアンス通報相談窓口を設ける。

2. 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当企業集団は、各社取締役会をはじめとする主要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、定められた期間保存、管理する。
(2) 取締役および監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

3. 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当企業集団は、リスク管理規程に基づき、発生しうるリスクを特定し、平時からリスクの低減および発生防止に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。
(2) 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

4. 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて当企業集団の取締役の職務執行の効率を図る。

- (1) 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
(2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため事業部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
(3) 当企業集団の各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
(4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、情報管理システムを活用し、迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役および取締役会に報告する。
(5) 当企業集団の取締役会は、定期的にこの結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じ目標を修正する。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当企業集団の内部統制の構築を目指し、当企業集団の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請・報告の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
(2) 当社取締役および関係会社社長は、各事業部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
(3) 内部監査室は、当企業集団の内部統制に関する監査を実施し、その結果を(2)の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導および実施の支援・助言を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員のの中から選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。
(2) 使用人の人事異動については、監査役の意見を尊重する。
(3) 職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

7. 企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、主要な会議に出席し、重要な報告を受ける。
(2) 品質、環境、安全、事故、災害に関する情報については、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役へ報告する。
(3) 取締役および使用人は、監査役からの要請に応じ、監査役が必要と判断した事項を報告する。
(4) 当社は、当企業集団の取締役、監査役および使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社監査役または監査役会に報告する体制を整備する。
(5) 当社は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
(2) 内部監査室は監査役との密接な関係を保ち、監査役が実効的かつ効率的な監査が行えるよう協力する。
(3) 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力排除に向け、「コンプライアンス・マニュアル」に基本方針として、「市民社会の秩序や安全に危害を加える反社会的勢力に対して一切妥協することなく断固として対決する」と記載している。このマニュアルは、冊子として役員および従業員に配布し、周知徹底を図っている。

上記基本方針に従い、総務担当部門が中心となり、情報収集を行うとともに、必要に応じ弁護士、警察、暴力追放推進センター等と連携して、組織的に対応することとしている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報につきまして、適時・適切に開示することとし、法令・規則に従って会社情報の開示を行うよう社内体制を整えております。

1. 適時開示担当部署

当社および子会社における会社情報の適時開示を担当している部署は、経理部および総務部の両部署です。

決算情報につきましては経理部が、その他の会社情報につきましては総務部が行っております。両部署は、会計監査人、顧問弁護士、証券代行機関等と連携のうえ、法令・規則を遵守し、正確な会社情報の適時開示に努めております。

2. 会社情報開示に関する社内体制

当社および子会社における適時開示の対象となる重要事項につきましては、代表取締役が取締役会等の社内重要会議に出席し、社内にて重要事実の決定または発生の報告があった場合には確実に把握できる体制となっております。

当社および子会社におきまして、適時開示すべき会社情報を把握したとき、また、突発的な重要事象が発生したときは、代表取締役および重要事項に係る担当役員にて協議後、速やかに総務部に連絡がなされ、情報開示を行う体制となっております。

3. 決算情報開示に関する社内体制

当社および子会社における決算に係る情報は、経理部が作成した原案を取締役会の承認を受け、情報開示を行う体制となっております。

